

## 第5回 公益認定等ガイドライン研究会

### 議事概要

日 時：令和6年9月26日（木）10:00～12:00

場 所：虎ノ門 37 森ビル 12 階会議室（Web会議併用）

出席者：湯浅座長、生野参与、板垣参与、黒田参与、実吉参与、鈴木参与、溜箭参与、  
松元参与、宮森参与

事務局：高角局長、大野次長、魚井総務課長、森田法令基準室長、坂井企画官代理

#### 【議事】

- (1) 素案イメージの主な変更点について
- (2) 意見聴取結果と回答について
- (3) その他

#### 【概要】

- 事務局から配布資料について説明を行った。
- 参与からの主な意見は以下のとおり。

※ 吉井参与から事前に御提出いただいた御意見・御質問は事務局から紹介。

#### ＜全体構成、第1章及び第2章について＞

- ・ 全体について、詳細で200頁を超えており非常に分量が多くなっている。必要なものは書いていかないといけないが、法的・規範性のあるものだけではなく、FAQに記載されている内容も盛り込まれている。今後に向けては、多くの利用者から意見をもらうとともに、毎年議論を継続し、改善を図っていくことが非常に大事になるのではないか。
- ・ 第1章（4頁ア）に「理事等の人材」の「等」の中の監事が入っているかと思うが、ガバナンスの観点からは監事が果たす役割が非常に重要であるため、監事も明記いただいた方がよいのではないか。
- ・ 第1章（4頁から5頁）に、「自主的・自律的な公益法人の取組を促進するため…必要な支援を行なっていく」との記載があるが、今後そうした取組みが重要であり、制度改革

も踏まえて「これまで以上に」と追記してもよいのではないか。

- ・ 出資の位置付けについて、チェックポイント（12）「資金貸付、債務保証等」と（13）「助成（応募型）」と共に通の要素があり、組み合わせて用いるということもあり得るので、例えば、（12）「資金貸付、債務保証等」、（13）「助成（応募型）」、（19）「出資」を最後にまとめて記載するなど、横串を刺せるようなことができるといいのではないか。
  - ・ なぜ出資するのか、なぜ出資が公益につながるのかという点を最初の段階でもう少し分かりやすくまとめて示してもよいのではないか。例えば、「社会課題に直面している、社会課題の解決に取り組む営利・非営利法人の資金需要に応える」、「不採算事業・技術が確立していない事業に資金提供する」、「小規模に留まっているが価値のある事業をサポートする」、「不安定な事業の持続可能性を高める支援ができる」など。また、「公益法人が出資することにより、金融機関などの営利目的の資金提供者が出資をしやすくする」、「出資を継続することにより公益の観点から株主として関与することが可能になる」、「資金貸付・助成と組み合わせて柔軟・複雑な資金提供ができる」なども考えられる。
  - ・ 出資について、営利企業や営利目的の出資者との協力・協働して取り組むことのほか、一定程度、競合もある。柔軟で創造的な資金提供の可能性がある中で、営利企業の出資とあまり厳密に区別を強調しない方がよいのではないか。
  - ・ 経済的利益（リターン）を目的とする出資の範囲について、どちらかというと運用的観点から妥当性を検討すべきということを書いたほうがよいのではないか。
  - ・ 資産運用に関する政策の転換がまだ伝わっていないということについて、従来の安全確実な運用から、一定のリスクをとって分散投資によってリスクを低減しながら、長期的に安定した収益を確保して元本の増大を図るという考え方へ変わったということをわかりやすく書いてよいのではないか。
  - ・ 資産運用がなぜ公益に資するのかということについて、長期的に安定した収益を確保して元本を増大させることで公益活動を充実させることと、ESG投資といった形で公益に貢献していくという2つを書いておいた方がよいのではないか。
- ESG投資に関しては、投資リターンの最大化との折り合いをどうつけるかという議論はあるが、公益法人の世界でも、公益目的、法人目的に沿った資産運用を考慮することは大事であり、妨げるものではないという点を書いたほうがよいのではないか。
- ・ 出資と資産運用の共通することとして、公益目的、法人目的、法令に違反しない限り

は理事会の経営判断であるが、善管注意義務や忠実義務を負うという点はもう少し書いたほうがよいのではないか。とりわけ高度な判断を求められることが多いので理事に専門家を迎えるか、理事会として専門家の助言を受ける必要があるといったことも書いた方がよい。

- ・ 出資や資産運用は、公益法人の文脈では、実例・経験・知見が限られている。今後の実例を積み重ねていく中で再検討していくことや、民間を交えたヒアリング・議論の機会を設けていくべきであり、今後していくということをガイドラインに書いてもいいのではないか。
- ・ 出資について、助成と貸付との関係で、公益法人がお金を必要としている団体に、助成なのか、貸すのか、出資なのかというやり方の違いがあるとは言え、お金を提供する形でサポートするという意味では共通点があるので、チェックポイントの中身を変えるということではなく、3つの記載場所を近づけて、公益法人がお金を出す形で公益の実現を図るパターンというものが見えるようにした方がよいのではないか。
- ・ 出資について、58頁の②条件で、ア「出資の条件等が公益目的として設定された事業的に合致しているか、営利企業が行う出資と区別されるような公益目的事業としての特徴があるか」との記載について、先ほどの参与の意見と実質的に同じかと思うが、公益法人がお金を出すということは、お金を出す先の企業が社会課題の解決に取り組んでいるからということかと思うので、その点をわかりやすく書いた方がよいのではないか。
- ・ 「資金調達が困難な企業を対象としている」との記載があるが、これだと単に事業がうまくいっていない企業にお金を出すように見えててしまうので、例えば、「社会課題の解決を主たる目的としている企業を対象にしているか」などと書いてもよいのではないか。

また、「出資の継続想定期間が、出資先の事業内容に応じ適切に設定されている」という点について、お金を出す期間が長期でないと認められづらいとも読めてしまうので、例の中にあえて期間については書かなくてもよいのではないか。

- ・ 59頁イの例えばのところで「事前に協議をすることとする仕組みを設けている」との記載について、事前協議は実質的な意味がないので変えた方がよいのではないか。むしろ、出資したお金について、会社が返す必要のないお金を誰からどうやって返してもらうかなど、お金を引き揚げたいときに引き揚げられるExitの仕組みがあることの方が大事。

- ・ 出資との関係で、公益目的取得財産残額についての有価証券の評価方法の記載が105頁にあり、「市場価格がない株式等については時価評価しない。当該株式等の取得価額又は帳簿価額とする」とあるが、出資には企業への伴走型支援によるサポート機能があり、その会社の株式価値が上がっている可能性があるにもかかわらず公益目的事業として出資をしている場合の株式について時価評価しないということであれば、再考していただいた方がよいのではないか。
- ・ 伴走型支援では出資先企業の役員になるということは十分あり得ることであり、公益法人が出資した企業の役員になって適切な額の報酬をもらうのであれば問題ないが、それが高額になると批判につながってしまうので、出資先の役員報酬の額を開示させるようなことを検討する必要があるのではないか。
- ・ 資金調達が難しい、資金調達の苦労をしている事業について公益法人が出資することについて賛成。
- ・ 公益法人の出資は、伴走型支援の形で資金調達が困難な事業や公共的な事業を行っているが普通の出資が見込めないようなところに対する出資を行うこと、公益法人の財政状況の改善に資すること、民間の資金を投資に呼び込むという市場の活性化になることの観点からよいのではないか。
- ・ 審査請求に関する記述（第1章第7節）が追記されているが、申請拒否処分の場合の理由の提示について追記し、申請に対する処分の全体構造についてスペースを取って記載いただくと審査請求についての詳細な記述とのバランスが取れるのではないか。
- ・ 出資の捉え方について、どういう側面で考えているのかという点を改めて確認させていただきたい。出資は投資の側面だけではなく、公益法人の事業との関連性やアプローチしている社会課題について、自分たちだけでは解決できないところを違う力を借りて解決していくために行う出資という考え方もあるのではないか。
- ・ 出資を行うに当たっては、規程のようなものがないと決定・判断しづらいのではないか。資料5では「資産運用規程」を作成することが考えられるという記載があったが、出資についても資産運用の規程でみていくことを推奨しているという形になっているのか確認したい。
- ・ 資産運用については、公益法人の資産の規模によっては運用により期待したリターンが獲得できていない実態がある中で、財団の規模や資産状況を踏まえて、一律に求めていくということではないガイドラインの示し方ができればよいと考える。
- ・ 出資について他の参与の意見に賛成。株式保有等について推奨はするべきではないが、

可能であることをきちんと情報提供することが重要。資産運用としての株式保有等（72頁）について「自主的に判断するものである」ということは書いてあるが、旧制度からの誤解を解くような書き方にするあるいはわかりやすい見出しをつけるようなことを検討してはどうか。

- ・ 公益目的事業としての特徴に関する記載（20頁）について、裁判で争われているなど運用として疑義が呈されているのに書き切ってしまってよいのか。今回100%のガイドラインを目指すということではなく、議論がまだ残っている部分については、よい意味で先送りしつつ議論の成熟をまつ、毎年の見直しに委ねるという部分があってもよいのではないか。ただし、この点への拘りは少数意見かもしれないが、論点は他にもあり全体で先に進めてもらえればと思う。
- ・ 意見募集の中にある事前相談に関する意見（20番）について、10頁にも事前相談に関する記載があるが、「申請前の相談は任意で強制ではない、相談途中でも法人が申請することを妨げてはならない」ということについて、念には念を入れて明確してはどうかという趣旨であると考えるので、参考にしてもよいのではないか。

#### ＜第3章、第4章、第5章及び第6章について＞

- ・ 点検調査について、「概ね10年を目途に全ての法人に対して行うこととする。」との記載について、現在の立入検査は法人の運営実態を把握するよい機会となっており、点検調査を行う時間間隔をもう少し短く設定することはできないか。
- ・ 「監督措置」、「監督処分等」の表現について整理してほしい。
- ・ 監督処分等（193頁）について、監督を行うときに、場合によっては認定の取消しとうものがあり、これが行政手続法上は不利益処分というものに含まれるから、正確な手続が必要という点を明記すべき。
- ・ 監督処分等の適用方針（194頁以降）では、処分基準を作る努力義務が課されているということを例えば195頁記載の様々な要素について判断するところに書き加えるとよいのではないか。
- ・ 行政手続法の手続（196頁）の「不利益処分に当たる」という記載について理由の提示が必要ということを書き加えてはどうか。
- ・ 行政手続法の手続（196頁）の「聴聞を弁明の機会の付与に代えることはできない」との表現について、要は聴聞に代えて弁明の機会の付与を行ってもそれは不適法であるという意味であるがもう少し弁明の機会では不足であるということの趣旨がわかるよう

に記載した方がよいのではないか。

また、第1章（14頁）で総務事務次官通知が引用されていたが、ここでも引用するとよいのではないか。

以上